

最上村山国有林の地域別の森林計画書  
(第二次変更計画)  
(最上村山森林計画区)

計画期間 自 平成27年4月1日  
至 平成37年3月31日

(第一次変更 平成28年12月)  
(第二次変更 平成30年12月)

東北森林管理局

**【変更理由】**

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項により準用する法第5条第5項に基づき変更するものである。

- 1 全国森林計画（平成30年10月16日閣議決定）を踏まえ、森林経営管理制度の円滑な導入に積極的に貢献していく観点から森林施業の合理化に関する事項を変更する。

なお、本変更計画は、平成31年4月1日に効力を生じる。

**【変更項目及び頁】**

Ⅱ 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

- 6 森林施業の合理化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## Ⅱ 計画事項

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 6 森林施業の合理化に関する事項

##### (4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。